

所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂 本 雅 彦
(公印省略)

マイナ保険証への移行に伴う事務手続の変更等について（通知）

日頃より、公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、この度、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）による地方公務員等共済組合法（以下「地共法」という。）の一部改正に伴い、令和 6 年 1 2 月 2 日から、組合員又は被扶養者であることの資格確認について、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行されます。

ついては、これに伴う事務手続の変更等について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

なお、地共法施行規程等の改正省令が現時点で示されていないため、一部取扱いについて変更となる場合があります。

記

1 組合員証等（健康保険証）の発行終了について

令和 6 年 1 2 月 2 日以後は、組合員証等（組合員証、船員組合員証、任意継続組合員証及びそれぞれの被扶養者証をいう。また、これらを総じて健康保険証ともいう。以下同じ。）は発行されなくなります。

令和 6 年 1 2 月 2 日以降に以下の事由が生じた方には、組合員証等は発行（又は再発行）いたしません。

- ・ 新たに組合員資格を取得（又は被扶養者として認定される）方
- ・ 任用形態の変更により組合員番号が変更となった方
- ・ 任用形態の変更により令和 6 年 1 2 月 2 日以降に組合員種別が変更となった方
- ・ 氏名等の券面記載情報が変更となった方
- ・ 組合員証等を紛失・損傷等した方
- ・ 任意継続組合員の加入の申出をする方

2 交付済の組合員証等（健康保険証）の取扱い

- （1）令和 6 年 1 2 月 2 日前に交付済みの有効な組合員証等（令和 6 年 1 1 月 2 9 日までに発行されるものを含む。）は、経過措置により、令和 7 年 1 2 月 1 日まで引き続き使用できます。

ただし、経過措置期間中に退職、認定取消等で資格を喪失する場合は、以後使用できませんので、所属所を経由して速やかに返納してください。

なお、経過措置が終了する令和 7 年 1 2 月 2 日以降、組合員証等の一斉回収等を行わない予定です。

- （2）組合員番号や氏名等の券面記載情報が変更となった場合も、現行の組合員証等は以後使用できなくなりますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をした方は「マイナ保険証」で、マイナンバーカードを持っていない方や、持っていて健康保険証利用登録をしていない方には「資格確認書」を新たに発行しますので、これらを提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

3 「マイナ保険証」の利用登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたものを「マイナ保険証」といいます。医療機関等の顔認証付きカードリーダーを使って、オンライン資格確認（電子資格確認）を行います。これまで以上にスムーズに保険診療を受けることができます。

【周知事項】

- ・ 御本人の同意に基づき、自身の過去の健康・医療情報のデータに基づいたよりよい医療を受けることができます。
- ・ 突然の手術・入院でも、限度額適用認定証の交付申請をすることなく、高額療養費の自己負担限度額が自動的に適用され、自己負担限度額を超える支払いが不要になります。
- ・ マイナ保険証の利用により、初・再診料に加算額される自己負担額が低くなります（薬剤情報等、必要な情報を取得・活用して診察等を行うことの同意が必要です。）。
- ・ マイナ保険証利用登録により、御本人の医療情報の漏洩等セキュリティ上のリスクが生じることはありません。

マイナンバーカードの交付申請については、お住まいの自治体へ御確認ください。

マイナ保険証利用登録は、マイナポータルやセブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーから行うことができます（共済組合では、マイナ保険証利用登録はできません。）。

詳しくは厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html）を参照してください。

4 「資格確認書」の発行

マイナンバーカードを持っていない方や、持っていて健康保険証利用登録をしていない方（マイナ保険証を保有していない方）等、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方であって、有効な組合員証等を有していない組合員等を対象として、新たに「資格確認書」を発行します。

医療機関等に提示することで、組合員証等と同様の使い方で、これまでどおり保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行については、これまで全ての加入者の方に組合員証等（健康保険証）を発行してきた取扱いを改めるものであり、マイナ保険証を保有しながら、資格確認書の交付を受けて併用することはできません。資格確認書の交付を受けるにはマイナ保険証利用登録を解除する必要があります。

ただし、要配慮者については、マイナ保険証との併用が可能です（下記（５）⑥及び⑧）。

「資格確認書」の詳細は、以下のとおりです。

（１）大きさ・材質等

ハガキ型（縦 128 ミリメートル・横 91 ミリメートル）の厚紙です。

限度額適用認定証と同様のサイズです。

色：白緑色、紙質：上質紙（特厚口）。

複製等防止措置（地紋印刷）を講じています。

The image displays two sides of a 'Qualification Confirmation Document' (資格確認書). The left side is the front, featuring a header '公立学校共済組合 資格確認書' and a grid for personal details like name, sex, birth date, and insurance numbers. A large red stamp 'みほん' is visible. The right side is the back, containing a section for the holder's signature and a list of medical conditions for which the document is valid, including heart, brain, and other organs.

(2) 資格確認書の記載事項

記載面	資格確認書の記載事項	
表面	・ 本人・家族区分 ・ 記号・組合員番号・枝番 ・ 氏名（漢字・フリガナ） ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 資格取得・認定年月日	・ 交付年月日 ・ 組合員氏名（被扶養者のみ） ・ 負担割合及び発効年月日（70歳以上の場合のみ表示） ・ 有効期限 ・ 保険者番号・保険者名称・所在地
裏面	・ 住所記入欄（自筆） ・ 備考欄	・ 注意事項欄 ・ 臓器提供意思表示欄

(3) 資格確認書の発行時期

資格確認書の交付対象者（オンライン資格確認を受けることができない状況にある方に限る。）	資格確認書の発行時期
・ 令和6年12月2日以降に新規加入する組合員・被扶養者 ・ 令和6年12月1日以前に加入し、有効な組合員証等を有していない組合員・被扶養者	・ 共済組合での資格取得・被扶養者認定、情報変更、再交付等の手続完了後に交付 ・ オンライン資格確認を受けることができない状況にあることが判明したときに交付
令和6年12月1日以前に加入し、有効な組合員証を有している組合員・被扶養者	令和7年秋に発行予定（申請不要） 令和7年12月1日までは、現行の健康保険証を使用することができます。

(4) 資格確認書の交付方法

ア 職権交付

当分の間、マイナ保険証を保有していない方その他共済組合が必要と認めた者として以下①又は②に該当する場合には、本人の申請によらず共済組合が職権で交付いたします。

① （マイナ保険証による）オンライン資格確認を受けることができない状況にあるとき。
下記（5）「資格確認書の交付要件」の「職権交付」に該当する方であることが判明した場合に、資格確認書を職権交付いたします。社会保険診療報酬支払基金の「医療保険者等向け中間サーバー」から、マイナ保険証の保有状況（マイナ保険証紐づけ情報）及びマイナナンバーカードの電子証明書の有効状況が月次で情報提供されます。
ただし、新規加入する組合員・被扶養者については、新規加入時にはこれらの状況が把握できません。このため、組合員資格取得届書及び被扶養者申告書に「資格確認書交付要否」欄を設け、マイナ保険証を保有しているかどうか等を自己申告してもらい、交付「要」の場合に資格確認書（最長5年有効のもの）を交付します。
組合員資格取得時の手続には一斉交付と個別交付の2種類の手続方法があります。一斉交付では、いったん一律に下記②により資格確認書（最長3か月有効のもの）を職権交付し、後日提出された組合員資格取得届書（一斉交付用）の「資格確認書交付要否」欄が交付「要」の方（マイナ保険証を保有していない方）には、3か月の有効期限が切れる前に「資格確認書」（最長5年有効のもの）を交付する運用とします。
② 医療保険者等向け中間サーバーへのデータ登録に日数を要するとき。
当共済組合では、新規加入する組合員・被扶養者の組合員資格取得届書及び被扶養者申告書の受付後、個人番号（マイナンバー）を取得し、「医療保険者等向け中間サーバー」に加入者情報の登録を完了させ、登録された情報が「オンライン資格確認等システム」へ連携されるまで一定の日数（東京支部では2か月程度）がかかることが見込まれます。この間は、オンライン資格確認を受けることができない状況となります。 このため、新規加入する組合員・被扶養者については、マイナ保険証を保有している方（「資格確認書交付要否」欄が交付「否」の方）であっても、資格確認書（最長3か月有効のもの）を交付する運用といたします。

イ 申請交付

上記以外に、組合員及びその被扶養者が、オンライン資格確認を受けることができない状況にあるとき（下記（5）「資格確認書の交付要件」の「申請交付」に該当するとき）は、当該組合員は、資格確認書の交付を申請することができます。

(5) 資格確認書の交付要件

資格確認書の交付要件	【備考】	交付方法	
① マイナンバーカードを取得していない方 マイナンバーカードを返納した方		職権交付	
(マイナンバーカードを返納した方が事前に資格確認書の交付を申請する場合)			申請交付
② マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方 利用登録解除を申し出た方、利用登録を解除した方。	【※ 1】	職権交付	
③ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方 (電子証明書の有効期限が切れてから3か月を経過した方)		職権交付	
(更新予定がない方)			申請交付
④ 医療保険者等向け中間サーバーへの加入者情報が登録不可の方(マイナンバーの誤りが疑われる場合等) マイナポータルや医療機関等における自己情報閲覧が不可の方(DV等の被害を受けている方で、自己情報提供不可フラグ、不開示該当フラグが設定された場合。)		職権交付	
⑤ 令和6年11月29日までに交付済の組合員証等の組合員番号・氏名等の券面記載情報が変更となった方や、組合員種別が変更となった方で、上記①～④に該当する方。 令和6年11月29日までに交付済の組合員証等を亡失又は著しく損傷した方で、上記①～④に該当する方。	【※ 2】 【※ 3】	職権交付	
⑥ 下記⑧により資格確認書が申請交付された要配慮者の資格確認書を更新する場合 ※ マイナ保険証との併用が可能です。	【※ 4】	職権交付	
⑦ マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方。 (再発行、更新の予定がある方)			申請交付
⑧ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者(要介護高齢者、障害者等) ※ マイナ保険証との併用が可能です。	【※ 4】		申請交付

【備考】

- ※ 75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入するため、共済組合から資格確認書は発行されません。
- ※ 資格確認書は、(マイナ保険証による)オンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、マイナ保険証を保有しながら、例えば「念のため資格確認書を持っておきたい。」という申請理由で交付することはできません。
- ※ 1 マイナ保険証利用登録の解除を希望する場合には、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出してください(下記(6))。
- ※ 2 「組合員情報変更訂正届」(被扶養者氏名変更の場合は「被扶養者情報変更訂正届」)を提出し、組合員証等を返納してください。
- ※ 3 「組合員証等の紛失等の届」(新様式)を提出し、損傷の場合は組合員証等を返納してください。
- ※ 4 要配慮者については、マイナ保険証を利用する意思はあるものの、御自身でマイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置くことが難しい等(車いすに乗っている、視覚障害を持っている等)、状況によってはマイナ保険証での資格確認が難しく、介助者等が資格確認を補助する場合もあることを想定しています。このため、マイナ保険証を保有しながら、資格確認書の申請交付も可能とされています。親族等の法定代理人のほか、施設職員等による代理申請も可能です。

(6) マイナ保険証を保有している方が資格確認書の交付を希望する場合

マイナ保険証を保有している方（マイナ保険証の利用登録をしている方）が、資格確認書の交付を希望する場合は、マイナ保険証と資格確認書を併用することはできないため、マイナ保険証利用登録を解除する必要があります（ただし、要配慮者については、マイナ保険証利用登録を解除することなく併用が可能です（上記（5）⑥及び⑧）。）。

マイナ保険証利用登録の解除を希望する場合には、「**マイナナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書**」を提出してください。共済組合で受付後、申請者が有効な組合員証等を有していない場合には、資格確認書を職権交付いたします。詳しくは、本件通知（令和6年10月25日6 公立東京給第1099号）を参照してください。

【留意事項】

※ マイナ保険証利用登録の解除申請は、マイナナンバーカードを持っている方がマイナ健康保険証利用登録を行った場合に、任意にその登録を解除することができるものです。マイナナンバーカードを持っていない方は、そもそも、マイナ保険証利用登録を行うことができませんので、解除の申請をする必要もありません（解除の申請をしても何も起こりません）。

マイナナンバーカードを持っていない方や、マイナナンバーカードを持っていてもマイナ保険証利用登録をしていない方には、上記（3）に記載の発行時期に資格確認書が交付されますので御安心ください。

※ マイナポータル健康保険証画面の資格情報（オンライン資格確認等システムに連携された資格情報）自体を解除（削除）することはできません。

(7) 資格確認書の有効期限

ア 資格確認書（最長5年有効のもの）
交付日から5年以内の最も遅い「9月30日」とします。 例：交付日が令和6年12月2日～令和7年9月30日→有効期限は「令和11年9月30日」 交付日が令和7年10月1日～令和8年9月30日→有効期限は「令和12年9月30日」
イ 資格確認書（最長3か月有効のもの）
交付日から3か月以内の最も遅い「月末」とします。 例：交付日が令和6年12月2日～令和6年12月31日→有効期限は「令和7年2月28日」 交付日が令和7年 1月1日～令和7年 1月31日→有効期限は「令和7年3月31日」

ただし、任意継続組合員は「任意継続組合員となった日から起算して2年を経過した日の前日」、高齢受給者は「75歳の誕生日の前日」を超えない範囲で設定します。

(8) 資格確認書の再交付・返納（回収）

紛失、損傷等による再交付の受付方法は、従来の組合員証等と変更ありません。「再交付申請書」（新様式）を提出してください。損傷の場合は損傷した資格確認書を返納してください。

返納（回収）が必要な場合も、概ね従来の組合員証等と変更ありませんが、（マイナ保険証による）オンライン資格確認を受けることができるようになったとき（上記（5）「資格確認書の交付要件」に該当しなくなったとき）は、返納してください。

返納（回収）は、いずれも有効期間内のものに限ります。

なお、有効期限を経過した資格確認書は返納は不要ですが、個人情報を含むものであるため、御本人において確実に処分する等の周知をお願いいたします（返納されても差し支えございません。）。

5 「資格情報のお知らせ」の発行

社会保険診療報酬支払基金の「医療保険者等向け中間サーバー」への加入者情報の登録完了を通知するため、全ての組合員等に対して、「資格情報のお知らせ」（法令上は、「資格情報通知書」という名称で定義されています。）を発行します。

このお知らせが発行されたことで、「オンライン資格確認等システム」（医療機関等の窓口でオンラインで資格情報を確認する仕組み）にお知らせ記載の資格情報が連携され、マイナ保険証が利用可能となったことが分かります。

また、加入者御自身の資格情報（記号・番号、枝番、資格取得年月日等）を簡易に把握することができるほか、右下の点線部分を切り取り、カードサイズの「資格確認書のお知らせ」として利用できます。

「資格情報のお知らせ」単体では医療機関等を受診できません。

災害その他の特別な事情（マイナ保険証を使用できない医療機関等や、医療機関等に設置されているカードリーダーの不具合等）によりオンライン資格確認（電子資格確認）を受けることができない状況にある組合員等は、マイナ保険証と併せて「資格情報のお知らせ」を提示することで保険診療を受けることができます。

「資格情報のお知らせ」の詳細は以下のとおりです。

（1）大きさ・材質

A4版（縦 297 ミリメートル・横 210 ミリメートル）の普通紙です。

色：白色 紙質：普通紙（57.5kg） 一般的なコピー用紙の規格です。

資格情報のお知らせ

社会保険診療報酬支払基金

あなたに加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

氏名	姓	名	（姓）	みほん
フリガナ				
生年月日	年	月	日	
性別	男	女		
資格取得年月日	年	月	日	
保険番号	社会保険番号 枝番			

スマートフォンを所持する方は、以下のQRコードをマイナポータルからダウンロードし、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

→ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら →

QRコード

マイナポータルは、健康保険の資格情報を確認するためのサービスです。スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードをマイナポータルからダウンロードし、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

マイナポータルは、健康保険の資格情報を確認するためのサービスです。スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードをマイナポータルからダウンロードし、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

お知らせの使い方

1. お知らせの印刷

2. お知らせの活用

3. お知らせの活用

4. お知らせの活用

5. お知らせの活用

6. お知らせの活用

7. お知らせの活用

8. お知らせの活用

9. お知らせの活用

10. お知らせの活用

11. お知らせの活用

12. お知らせの活用

13. お知らせの活用

14. お知らせの活用

15. お知らせの活用

16. お知らせの活用

17. お知らせの活用

18. お知らせの活用

19. お知らせの活用

20. お知らせの活用

21. お知らせの活用

22. お知らせの活用

23. お知らせの活用

24. お知らせの活用

25. お知らせの活用

26. お知らせの活用

27. お知らせの活用

28. お知らせの活用

29. お知らせの活用

30. お知らせの活用

31. お知らせの活用

32. お知らせの活用

33. お知らせの活用

34. お知らせの活用

35. お知らせの活用

36. お知らせの活用

37. お知らせの活用

38. お知らせの活用

39. お知らせの活用

40. お知らせの活用

41. お知らせの活用

42. お知らせの活用

43. お知らせの活用

44. お知らせの活用

45. お知らせの活用

46. お知らせの活用

47. お知らせの活用

48. お知らせの活用

49. お知らせの活用

50. お知らせの活用

51. お知らせの活用

52. お知らせの活用

53. お知らせの活用

54. お知らせの活用

55. お知らせの活用

56. お知らせの活用

57. お知らせの活用

58. お知らせの活用

59. お知らせの活用

60. お知らせの活用

61. お知らせの活用

62. お知らせの活用

63. お知らせの活用

64. お知らせの活用

65. お知らせの活用

66. お知らせの活用

67. お知らせの活用

68. お知らせの活用

69. お知らせの活用

70. お知らせの活用

71. お知らせの活用

72. お知らせの活用

73. お知らせの活用

74. お知らせの活用

75. お知らせの活用

76. お知らせの活用

77. お知らせの活用

78. お知らせの活用

79. お知らせの活用

80. お知らせの活用

81. お知らせの活用

82. お知らせの活用

83. お知らせの活用

84. お知らせの活用

85. お知らせの活用

86. お知らせの活用

87. お知らせの活用

88. お知らせの活用

89. お知らせの活用

90. お知らせの活用

91. お知らせの活用

92. お知らせの活用

93. お知らせの活用

94. お知らせの活用

95. お知らせの活用

96. お知らせの活用

97. お知らせの活用

98. お知らせの活用

99. お知らせの活用

100. お知らせの活用

(2)「資格情報のお知らせ」の記載事項

記載面	「資格情報のお知らせ」の記載事項
表面	・記号・組合員番号・枝番 ・氏名（漢字・フリガナ） ・資格取得年月日 ・発行年月日 ・負担割合、発効年月日及び有効期限（70歳以上の 場合のみ表示） ・保険者番号・保険者名
裏面	裏面の印字項目はありません。

※ 令和6年10月発行の「資格情報のお知らせ（加入者情報）」とは異なり、令和6年12月2日以降に発行される「資格情報のお知らせ」には個人番号（下4桁）は記載されません。

(3)「資格情報のお知らせ」の発行時期

「資格情報のお知らせ」の交付対象者	「資格情報のお知らせ」の発行時期
（資格確認書の保有者も含め、）全ての組合員・被扶養者	共済組合での資格取得・被扶養者認定、情報変更等の手続後、医療保険者等向け中間サーバーへの加入者情報の登録が完了したときに交付
令和6年12月1日以前に加入している組合員・被扶養者で、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」（令和6年10月交付のもの）が交付されなかった方	令和6年12月中旬頃に発行予定

※ 75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入するため、共済組合から「資格情報のお知らせ」は発行されません。

(4)「資格情報のお知らせ」の交付方法

医療保険者等向け中間サーバーへの加入者情報の登録（更新）が完了するたびに、最新の資格情報を記載したものが自動的に交付されます（申請不要）。

(5)「資格情報のお知らせ」の有効期限

有効期限はありません。

(6)「資格情報のお知らせ」の再交付・返納（回収）

マイナンバーカードを持っている方は、マイナポータルの資格情報画面で健康保険の情報が確認できるため、再交付の必要はありません。紛失・破損等した場合は、マイナポータルの資格情報画面で代用してください。

ただし、申請があれば再交付いたします。「再交付申請書」（新様式）を提出してください。

損傷した場合や、退職、認定取消等で資格を喪失する場合でも、「資格情報のお知らせ」は返納する必要はありません。

なお、個人情報を含むものであるため、御不要な場合は御本人において確実に処分する等の周知をお願いいたします。

7 その他の証についての取扱い

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証及び高齢受給者証各証の各証の取扱いは下表のとおりとなります。

証（申請）の種類	申請	各証の交付		
		マイナ保険証を利用している方	資格確認書を有している方	組合員証等を有している方 ※6
限度額適用認定証（認定申請）	任意（マイナ保険証を利用している方は不要）	原則として交付しません（申請があれば交付します）※1	申請があれば交付します ※3	申請があれば交付します ※3
限度額適用・標準負担額減額認定証（認定申請）	必須	希望により交付します ※1	希望により交付します ※3	希望により交付します ※3
特定疾病療養受療証（認定申請）	必須	希望により交付します ※2	交付します ※2	交付します ※2
高齢受給者証（70歳以上の方）	不要 ※5	交付しません	交付しません（資格確認書を更新します）※4	交付します

※1 医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示することで限度額が適用されます。各証の提示は不要です。

※2 医療機関等の窓口でマイナ保険証を提示し、「特定疾病療養受療証情報の提供確認画面」で「提供する」を選択することで限度額が適用されます（医療機関等が対応していない場合には特定疾病療養受療証の提示が必要です。）。

※3 医療機関等の窓口で資格確認書又は組合員証等を提示し、オンライン資格確認による「限度額情報の照会」を申し出て、限度額は口頭同意、特定疾病は書面同意することで、各証を提示しなくても限度額が適用される場合があります（医療機関等が対応していない場合には各証の提示が必要です。）。

※4 70歳以上の方は、資格確認書に負担割合及び発効年月日が記載されます。

※5 現役並み所得者（3割負担の方）が基準収入額の適用（2割負担）を受ける場合には「基準収入額適用申請書」の提出が必要です。

※6 令和6年11月29日までに交付済の有効な組合員証等を有している方については、申請又は希望により、これまでどおり各証を交付します。

8 資格取得年月日等の印字について

従来の組合員証等では、番号変更、種別変更時の資格取得日は、当初資格取得日（変更前の取得日）を印字していましたが、資格確認書、資格情報のお知らせ、高齢受給者証等の各証の資格取得年月日等の印字内容は、オンライン資格確認等システムに連携している資格情報の資格取得年月日に合わせて（変更後の取得日を）以下のとおりとします。

	交付理由	資格取得年月日（認定年月日）	発効年月日
70歳未満	新規資格取得時	資格取得日	
	組合員番号変更時	番号変更のあった日	
	種別変更時	種別変更のあった日	
	任意継続資格取得時	任意継続組合員となった日	
70歳以上	70歳到達時	（上記による）	70歳到達日（誕生日の前日）の翌月1日
	負担割合変更時	（上記による）	負担割合変更日
	組合員番号変更時	番号変更のあった日	番号変更のあった日
	種別変更時	種別変更のあった日	種別変更のあった日
	任意継続資格取得時	任意継続組合員となった日	任意継続組合員となった日

9 資格取得・組合員種別（番号）変更等手続の変更点について

令和6年12月2日以降の資格取得・組合員種別（番号）変更等の手続、一斉交付と個別交付による資格取得等手続方法、被扶養者の認定手続、氏名変更の手続等に変更点があります。

別紙1「資格取得・組合員種別（番号）変更等手続について」をご覧ください。

10 任意継続組合員に関する手続の変更点について

【変更点】 令和6年12月2日以降、任意継続組合加入の申出をする場合は、「払込取扱票」で先に掛金を払い込んでいただき、掛金の入金を共済組合が確認後、「資格確認書」（マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に限ります。）及び「資格情報のお知らせ」を交付する取扱いといたします。

このため、令和6年12月2日以降の任意継続組合員に関する手続に変更点があります。

別紙2「任意継続組合員に関する手続について」をご覧ください。

11 資格関係様式の変更について

今回の制度改正に伴い、令和6年12月2日以降に使用する資格認定関係様式の新設、変更を予定しております。

別途、以下の通知を近日中に発出する予定です。

「「福利厚生事務の手引 別冊様式集」の資格関係様式の改定について（通知）」（6公立東京給第1276号）

12 マイナンバーの取扱いについて

【変更点】 令和6年12月2日以降、組合員資格取得届書及び被扶養者申告書を提出する場合は、マイナンバーの提出が必要となります。

ただし、当共済組合東京支部では、所属所の負担、情報漏えいのリスク等を最小限とする観点から、届書等にマイナンバーを直接記載させるのではなく、組合員御本人による「Web申請」の方法でマイナンバーを収集することといたします。

別途、以下の通知を近日中に発出する予定です。

「「公立学校共済組合員等の個人番号（マイナンバー）の取扱いについて（通知）」（6公立東京給第1277号）

13 組合員向け案内チラシについて

このたび、組合員の皆様に向けた制度改正の案内チラシを作成いたしました。各所属所におかれましては、組合員の皆様をご覧いただけるよう、適宜の方法で周知してください。メール転送、紙媒体での配布、校内回覧等、周知の方法は問いません。

別紙3「組合員の皆様へ 健康保険証はマイナ保険証に移行します」

なお、本通知及び案内チラシは、公立学校共済組合のホームページにも近日中に掲載する予定です。

14 その他

JETプログラムによる英語等指導助手については、東京都教育庁グローバル人材育成部から別途通知を送付する予定です。

【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当
鈴木・久能・松岡・廣津
電話03-5320-6826